



ときわ Terrace

常盤通り周辺利用の手引き

常盤通り、MUCCセメント交流ひろば、真綿川公園等を、安全にルールを守って利用するためのガイドラインです。

【2026年7月版】

宇部市中心市街地活性化推進課 / 運営者：株式会社にぎわい宇部

はじめに

常盤通り周辺利用の手引き

この手引きは、常盤通り（国道190号）とその周辺道路、M U C Cセメント交流ひろば、真締川公園をイベント等で利用される方が、必要な手続きを円滑に進め、ルールやマナーを守って安全に運営をしていただくためのガイドラインです。

M U C Cセメント交流ひろばは、2026年2月に整備が完了しました。中心市街地のにぎわい創出や市民の交流の促進につながる公益性の高いイベントを開催する場合、場所を活用することができます。

また、常盤通りは道路管理者（国土交通省）より「**歩行者利便増進道路（ほこみち）**」の指定を受けています。この制度により、歩道空間にキッチンカーやテーブル・イス等を設置することができるなど、柔軟で多様な利活用が可能となりました。

使用される方は、本手引きや関係法令等を遵守し、**安全面に十分配慮したイベント運営**を行ってください。



1	対象エリア・設備	p 4
2	利用概要	p 6
3	利用の流れ	p 10
4	名称表記について	p 24
5	お問い合わせ	p 25

ときわTerrace

イベント情報や常盤通り使用の手引きの
ダウンロードはHP、Instagramをご覧ください。



HP



Instagram



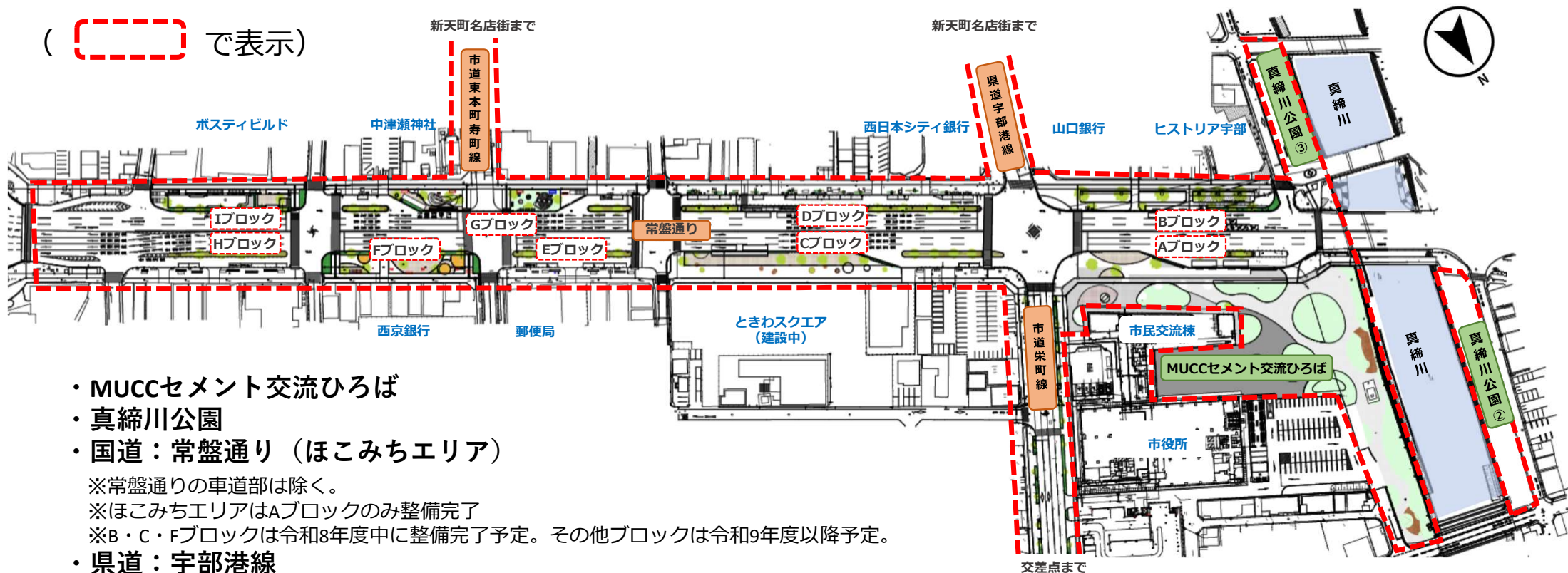
にぎわい字部
Instagram

「居心地がよく歩きたくなる」ウォークブル（Walkable）なまちづくり

宇部市では、常盤通りを中心に「居心地がよく歩きたくなる」ウォークブル（Walkable）なまちづくりを推進しています。
この常盤通り周辺の空間は、地域のみなさんの想いを込めて、「ときわTerrace（略称：T-Terrace）」と名付けられました。

手引きの対象エリア

( で表示)



- ・ MUCCセメント交流ひろば
- ・ 真綿川公園
- ・ 国道：常盤通り（ほこみちエリア）

※常盤通りの車道部は除く。

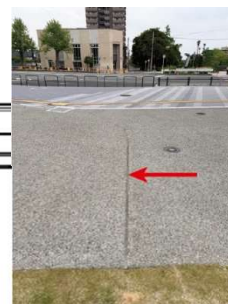
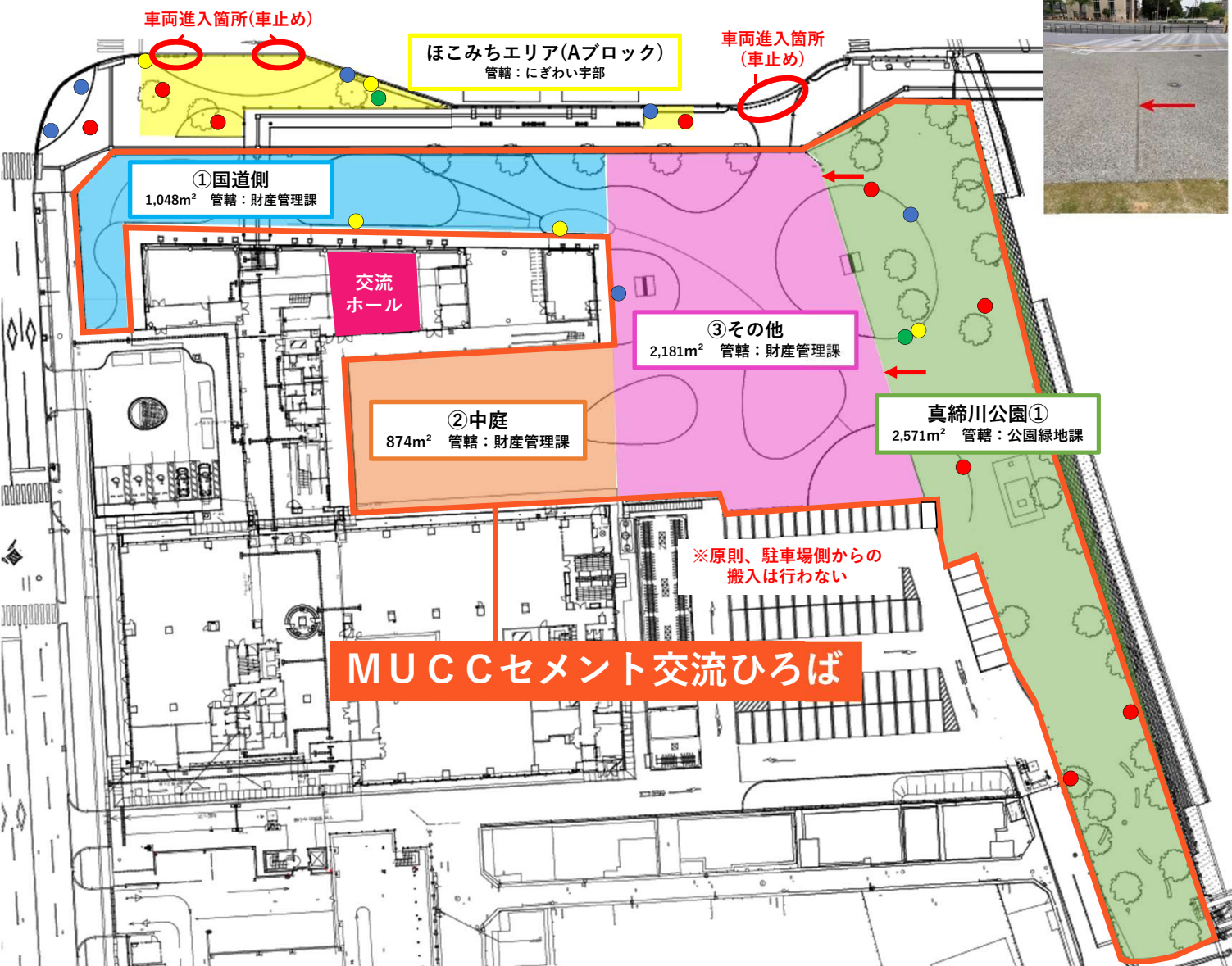
※ほこみちエリアはAブロックのみ整備完了

※B・C・Fブロックは令和8年度中に整備完了予定。その他ブロックは令和9年度以降予定。

- ・ 県道：宇部港線
- ・ 市道：東本町寿町線、栄町線

Aブロック詳細図・・・P5

MUCCセメント交流ひろば・ほこみちエリア(Aブロック)



真締川公園 境目

※境目で申請書提出先が異なります。

主な施設

ほこみちエリア (Aブロック)

- コンセントポール (2口) : 2箇所
※100V×1、2000Wまで/1箇所
※200V×1、4000Wまで/1箇所
- 照明灯コンセント (2口) : 4箇所
※100V×2、1500Wまで/1箇所
- 水道 : 1箇所 ● 散水栓 : 2箇所

MUCCセメント交流ひろば

- コンセントポール (2口) : 3箇所
※100V×2、1500Wまで/1箇所
- 照明灯コンセント (2口) : 5箇所
※100V×2、1500Wまで/1箇所
- 水道 : 1箇所 ● 散水栓 : 2箇所

MUCCセメント交流ひろば・ほこみちエリア 利用概要

■ 使用可能日

原則として、**年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日**

※ただし、市の行事等で使用する場合、または管理上支障がある場合は、この限りではありません。

■ 使用可能時間

原則として、**午前7時から午後10時まで（準備・撤収の時間を含む）**

※ただし、行事の開催時間は近隣住民や他の施設利用者に迷惑とならない時間帯とし、事前に協議してください。

■ 使用できる行事

**中心市街地のにぎわいの創出や市民の交流促進に貢献すると認められる
公益性が高い行事**



次のいずれかに該当するものは、MUCCセメント交流ひろばの使用が認められません。

- ・参加者が限定されており、広く一般市民が参加することができないもの
- ・個人が開催するもの
- ・政治活動、宗教活動（特定の政党、候補者、宗教団体を支援・推進する活動）
- ・暴力団の活動を助長するおそれのあるもの
- ・公序良俗に反する活動、またはそのおそれのあるもの
- ・市または「MUCCセメント交流ひろば」の品位を損なうおそれのあるもの

■ 車両の進入方法と車止めの取り扱い

キッチンカーの配置やイベント資材の搬入・搬出などで車両が進入する際は、以下の手順とルールを厳守してください。

■ 進入経路と「車止め」について

車両進入箇所には通行を制限するための「車止め」が設置されています。進入の際は、この車止めを取り外すことで通行が可能になります。



■ 点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）への配慮

安全で誰もが歩きやすい空間を確保するため、以下のルールを厳守してください。

■ 什器を接して置かない

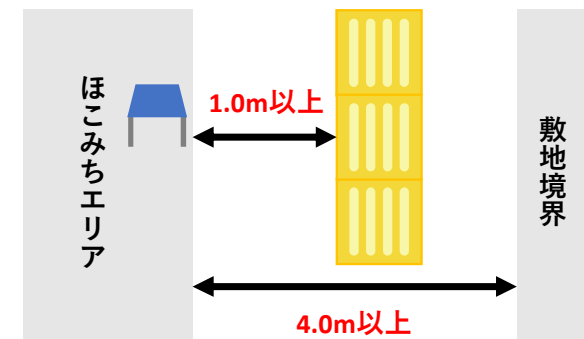
点字ブロックの上に物を置かないことはもちろん、ブロックに接する位置に什器や看板を設置しないでください。

■ 左右に1.0m以上の余裕を持たせる

物を設置する際は、点字ブロックの両端から最低でも1.0m以上の距離を確保してください。

■ 4.0m以上の歩行空間を確保する

点字ブロックを含め、歩行者がスムーズに通行できるよう、連続して4.0m以上の幅がある歩行空間を常に確保してください。



■ 電源設備（コンセント）の利用手順と注意事項

イベント等で電源設備（コンセント）を使用する際は、使用申請時に申し出てください。
電力容量の過負荷によるトラブルを防ぎ、以下の手順とルールを厳守してください。

■ 電気代

申請時に、使用を予定している電気機器、消費電力、台数、使用予定時間等を申告してください。
基本的には電気代はかかりませんが、一般的な使用量の範囲を超える場合は、電気代をご負担ください。

■ コンセントの容量

各電源設備の容量は、5 ページに記載のとおりです。
器具の消費電力を十分確認し、容量を超える器具は絶対に使用しないようお願いします。

■ コンセントの解錠

コンセントは通常施錠されています。
使用時は、市役所本庁舎の時間外窓口で「使用許可書」を提示の上、鍵を借りて解錠してください。

■ ブレーカー付き延長コードの設置

交流ひろばの「コンセントポール」を使用する際は、必ずブレーカー付き延長コードを設置してください。
（ブレーカー付き延長コードは鍵と一緒に受けとってください。）

■ 使用後の原状回復と返却

使用後は、ブレーカー付き延長コードを撤去し、コンセントを確実に施錠してください。
鍵及びブレーカー付き延長コードは、速やかに返却してください。
（紛失した場合は、損害を賠償していただきます。）



コンセントポール

■ 水道設備について

プールや水槽、水タンクなど、多くの水を使用する場合は、使用申請時に申し出てください。
一般的な使用量の範囲を超える場合は、所定の水道代を負担していただきます。
（手を洗うなどの一時的な利用は、無料でお使いいただけます。）

多い：1300～1500W

 ホットプレート	 電子レンジ	 電気フライヤー
--	--	--

消費電力が非常に高い家電です。

やや多い：1000～1300W

 電気ケトル	 炊飯器	 電気ストーブ
--	--	---

熱を発生させる家電が中心です。

普通：～1000W

 スポットクーラー	 大型アンプ	 扇風機
--	---	---

比較的低電力で動作する家電です。

■ 常盤通り周辺利用にあたっての注意事項



(1) M U C Cセメント交流ひろば（以下、ひろば）の管理について

- ・使用期間中は、ひろばを適切に管理してください。
- ・構造物に釘を打ったり、粘着テープ等で直接物を貼り付けないでください。
- ・芝生のすぐ下には散水用のホースが埋められているため、杭（ペグ）などを打ち込まないでください。
- ・芝生が傷んでしまうような行為（重いものの設置、熱を発するものの設置など）は行わないでください。
- ・万が一、地面が汚れてしまうような懸念がある場合は、地面に養生をした上で使用してください。



(2) 原状回復について

- ・使用後は、使用場所とその周辺を清掃し、汚れやゴミのないようにしてください。
- ・イベント等で出たごみは、使用者が責任を持って処分してください。市役所内での廃棄や保管はできません。
- ・イベント等の規模によっては、庁舎内トイレやひろば内の清掃作業の負担が増加するため、必要に応じて使用者に清掃費を負担していただく場合があります。事前に、市との協議の上、対応してください。
- ・施設や設備等を破損または紛失した場合は、使用者の責任において損害を賠償していただきます。



(3) 火気に関すること

- ・ひろば内、市役所内は全面的に禁煙です。（電子、加熱式たばこを含む）
- ・火気の使用については、消防署への手続きを行い、火気を使用する方への適切な指導を実施してください。
- ・地面での直火は禁止です。



(4) 安全やマナーに関すること

- ・近隣住民や他の施設利用者に迷惑とならないよう、音量・騒音には十分に配慮してください。
- ・イベント等の規模に応じて、適切な安全対策（来場者の誘導・整理、事故防止策など）を講じてください。
- ・イベント等の開催により宇部市駐車場等、周辺の駐車場の混雑が予想される場合は、警備員の配置や関係者用駐車場を別途確保するなど、近隣道路の渋滞対策を講じてください。
- ・緊急時の連絡体制を確立し、事故やトラブルが発生した場合は、速やかに適切な措置を講じ、(株)にぎわい宇部に報告してください。公共物に損傷を与えた場合についても同様とします。
- ・熱中症特別戒アラート発表時は、原則、日中のイベント等は中止又は延期を検討してください。ただし、中止や延期による影響が大きく、やむを得ず開催する場合は、環境省策定の「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020」を参照し、参加者等の熱中症を予防する対策を徹底してください。

利用の流れ

STEP 01

事前相談

利用内容が実施可能なものかどうか、
まずは **(株)にぎわい宇部** に
ご相談ください！

→ p 11

STEP 02

各種申請手続き

- ・ イベント等会場の占用許可の申請
- ・ 宇部環境保健所への協議・届出
- ・ 消防署への協議・届出

→ p 12

STEP 03

許可後

- ・ 各種許可書の受け取り、使用料の支払い
- ・ イベント等の会場への許可書の持参

→ p 22

STEP 04

準備・開催・片付け

- ・ 開催までに行うこと
- ・ イベント等当日に行うこと
- ・ イベント等終了後に行うこと
（報告書の提出等）

→ p 23

STEP 01

事前相談

利用内容が実施可能なものかどうか、まずは (株)にぎわい宇部 にご相談ください！
利用には、管理者等との協議・許可申請が必要になるため、
企画段階からお早めにご相談ください。

※特に、常盤通りの利用協議には2か月程度必要とする場合があります。

■ 事前相談での必要事項

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 行催事名 | ☐ 使用日時 |
| ☐ 代表者 | ☐ 使用場所 |
| ☐ 連絡先 | ☐ 参加者数規模 |
| ☐ 実施目的 | ☐ 実施内容 など |

■ お問い合わせ先：株式会社 にぎわい宇部

住所：宇部市中央町三丁目3-18

TEL：0836-39-6907

FAX：0836-39-6908

MAIL：info@nigiwai-ube.co.jp

営業時間：月～金曜日 9:00～17:30

休業日：土曜日・日曜日・祝祭日

STEP 02

各種申請手続き

1 占用許可の申請

申請箇所

- ・ M U C C セメント交流ひろば
- ・ 真締川公園
- ・ 国道：常盤通り・ほこみちエリア
- ・ 県道：宇部港線
- ・ 市道：東本町寿町線、栄町線

申請代理

にぎわい宇部

申請先

宇部市財産管理課
宇部市公園緑地課
(株)にぎわい宇部
山口県宇部土木建築事務所
宇部市道路整備課

※道路の場合は**道路使用許可申請**（宇部警察署）も合わせて必要です。

2 宇部環境保健所への協議・届出

食品の調理、販売を行う場合

3 宇部中央消防署への協議・届出

「2店舗以上で火気を使用」または「発電機を2台以上使用」する場合

1

占用許可の申請

フォームによる申請

MUCCセメント交流ひろば
(国道側、中庭、その他)
▶ 行政財産使用許可申請

⇒1-1 へ

MUCCセメント交流ひろば
(真締川公園①)
▶ 都市公園内行為許可申請

⇒1-2 へ

常盤通り (ほこみちエリア)
▶ (株)にぎわい宇部への申請

⇒1-4 へ

書面による申請

真締川公園 (②、③)
▶ 都市公園内行為許可申請

⇒1-3 へ

県道・市道
▶ 道路占用許可申請
▶ 道路使用許可申請

⇒1-5・1-6 へ

1 占用許可の申請

1-1.行政財産使用許可申請

MUCCセメント交流ひろば

イベント等でMUCCセメント交流ひろばを使用する場合は、宇部市財務規則第173条の2に基づく市の許可が必要です。

※使用申請は6か月前より受け付けます。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部市財産管理課

【使用申請】 常盤通り周辺使用申請フォーム（右のQRコード）より申請してください。

下記の資料を(株)にぎわい宇部に持参又はメールにて提出してください。

メールアドレス：info@nigiwai-ube.co.jp

- ☐ 平面図
- ☐ イベント等のチラシ、企画書
- ☐ 市の共催または後援許可書（共催または後援がある場合）
- ☐ その他、市が必要と認めるもの

【申請窓口】 にぎわい宇部

【使用料】

エリア	面積	金額（税込）
①国道側	1,048㎡	5,512円
②中庭	874㎡	4,597円
③その他	2,181㎡	11,472円

常盤通り周辺
使用申請フォーム▼



※宇部市共催の場合は、使用料は免除となります。

※エリアはP5参照。

※令和8年度の金額を表示しています。（毎年金額の変更があります）

<使用料例>

- ・全面利用：21,581円
- ・中庭・その他のみ利用：16,069円

1 占用許可の申請

1-2.都市公園内行為許可申請

MUCCセメント交流ひろば（真締川公園①）

イベント等で真締川公園を使用する場合は、宇部市都市公園条例第3条に基づく市の許可が必要です。
※使用申請は6か月前より受け付けます。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部市公園緑地課

【使用申請】 常盤通り周辺使用申請フォーム（右のQRコード）より申請してください。
下記の資料を（株）にぎわい宇部に持参またはメールにて提出してください。
メールアドレス：info@nigiwai-ube.co.jp

- ☐ 平面図
- ☐ 申請面積算定表
- ☐ イベント等のチラシ、企画書
- ☐ 市の共催または後援許可書（共催または後援がある場合）
- ☐ その他、市が必要と認めるもの

【申請窓口】 にぎわい宇部

【使用料】 実際に占用する面積で算出した金額とするため、面積の算出作業が必要です。

興行、競技会などの場合	1日当たり12円／㎡（税抜）
行商の場合	1日当たり70円／㎡（税抜）
上記に伴い大型の仮設工作物を占用する場合	1月あたり190円／㎡（税抜）

常盤通り周辺
使用申請フォーム▼



算出用シート
ダウンロード▼



1 占用許可の申請

1-3.都市公園内行為許可申請

真締川公園（②、③）

イベント等で真締川公園を使用する場合は、宇部市都市公園条例第3条に基づく市の許可が必要です。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部市公園緑地課

【使用申請】 下記の資料を(株)にぎわい宇部に持参又はメールにて提出してください。

メールアドレス：info@nigiwai-ube.co.jp

- ☐ 都市公園内行為許可申請書
- ☐ 位置図・平面図
- ☐ 申請面積算定表
- ☐ イベント等のチラシ、企画書
- ☐ 市の共催または後援許可書（共催または後援がある場合）
- ☐ 同意書（地元自治会等の同意が必要な場合）
- ☐ その他、市が必要と認めるもの

【申請窓口】 にぎわい宇部

【使用料】 実際に占用する面積で算出した金額とするため、面積の算出作業が必要です。

興行、競技会などの場合	1日当たり12円／㎡（税抜）
行商の場合	1日当たり70円／㎡（税抜）
上記に伴い大型の仮設工作物を占用する場合	1月あたり190円／㎡（税抜）

常盤通り周辺
使用申請フォーム▼



算出用シート
ダウンロード▼



1 占用許可の申請

1-4.常盤通り（ほこみちエリア）の使用申請

常盤通り（ほこみちエリア）

常盤通り（ほこみちエリア）は道路管理者（国土交通省）より「歩行者利便増進道路（ほこみち）」の指定を受けています。この制度により、歩道空間にキッチンカーやテーブル・イス等を設置するなど、柔軟で多様な利活用が可能となりました。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 (株)にぎわい宇部

【使用申請】 常盤通り周辺使用申請フォーム（右のQRコード）より申請してください。
また、下記の資料を(株)にぎわい宇部に持参又はメールにて提出してください。
メールアドレス：info@nigiwai-ube.co.jp

- ☐ 平面図
- ☐ イベント等のチラシ、企画書
- ☐ 市の共催または後援許可書（共催または後援がある場合）
- ☐ その他、市が必要と認めるもの

【申請窓口】 にぎわい宇部

【使用料】 無料

※ただし、占用可能な物品に制限があります。

常盤通り周辺
使用申請フォーム ▼



1 占用許可の申請

1-5.道路占用許可の申請

県道・市道

道路を使用する場合は、道路法第32条に基づく各道路管理者の許可が必要です。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 ①県道  山口県宇部土木建築事務所

②市道  宇部市道路整備課

【提出書類】 下記の書類を2部（国道は3部）提出してください。

なお、申請書類は利用する各道路ごとに必要です。

- ☐ 道路占用許可申請書（常盤通り、県道、市道で様式が違います。）
- ☐ 道路占用概要書
- ☐ 位置図・平面図
- ☐ 占用物件がわかるもの（写真又はイメージ図等）
- ☐ 同意書（地元自治会等）
- ☐ 保安図（ガードマン・バリケードの配置図）
- ☐ その他、国、県、市が必要と認めるもの

【申請窓口】 にぎわい宇部

【占用料】 各道路の利用面積等に応じて占用料がかかります。

【その他】 必要に応じて、各道路管理者との協議等に同行をお願いします。

▼提出書類様式ダウンロード



県道
（山口県庁ウェブサイト）



市道
（宇部市ウェブサイト）

1 占用許可の申請

1-6.道路使用許可の申請

県道・市道

イベント等で道路を使用する場合は、道路交通法第77条に基づく所轄警察署長の許可が必要です。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部警察署 交通総務課

【提出書類】 下記にあげる書類を2部提出してください。

- ☐ 道路使用許可申請書
- ☐ 位置図・付近見取図
- ☐ 道路使用の場所・方法等を明らかにした図面
- ☐ 同意書（地元自治会等）
- ☐ その他、県、市が必要と認めるもの

【申請窓口】 にぎわい宇部

【申請料】 2,230円（R8.4月時点）

▼提出書類様式ダウンロード



県道・市道いずれも
（山口県警察ウェブサイト）

2

宇部環境保健所への協議・届出

イベント等で食品の調理、提供を行う場合は、宇部環境保健所への事前協議が必要です。
※イベント等の内容によっては、調理、提供の許可が下りない場合があります。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部環境保健所 食品衛生班

住所：〒755-0033 宇部市琴芝町一丁目1番50号（2階）

TEL：0836-39-9862

【提出書類】 下記の書類を1部提出してください。

- ☐ 臨時出店届出書
- ☐ 出店者及び提供品目等に関する内容
- ☐ 主催者や行事内容等を確認できる書類(行事チラシ、会場図、団体規約等)
- ☐ 自治体の共催・後援等が確認できる書類

【申請窓口】 にぎわい宇部

【申請料】 不要

【その他】 キッチンカー(有効期間内の山口県食品衛生許可証有)の場合は、届出不要

▼ 詳細はこちら・資料ダウンロードも可能



地域行事における食品の
調理提供（臨時出店）について
（山口県庁ウェブサイト）



資料のみ
まとめてダウンロード

3

宇部中央消防署への協議・届出

多数の者が集合するイベント等に際し、「2店舗以上で火気を使用」または「発電機を2台以上使用」する場合（出火のおそれがあるものが合計2つ以上ある場合）は、消防署への届出が必要です。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部・山陽小野田消防局 予防課 予防係

住所：〒755-0027 宇部市港町二丁目3番30号

TEL：0836-21-7599

【提出書類】 下記にあげる書類を2部提出してください。

- ☐ 露店等の開設届出書
- ☐ 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図
（付近見取図、配置図）

【申請窓口】 にぎわい宇部

【申請料】 不要

【その他】 10店舗以上の場合は、事前協議が必要です。
キッチンカーのみの場合も、届出が必要です。

▼ 詳細はこちら・資料ダウンロードも可能



火災予防条例に関する書類
露店等の開設届出書
（宇部・山陽小野田消防組合ウェブサイト）



◀ 資料のみ
まとめてダウンロード

STEP 03

各種許可後

1 各種許可書の受け取り・使用料の支払い

許可がおりたら、(株)にぎわい宇部から連絡があります。

許可書・使用料の納付書を受け取ってください。

使用料の支払い期限はイベント等の前日となりますので、期限までにお支払いください。

※やむを得ない理由（警報級の荒天、感染症対策など）がない限り、既納の使用料は還付しません。

2 イベント等会場に許可書を持参すること

許可書は必ずイベント等会場に持参いただき、提示を求められた場合は、すみやかに提示してください。

STEP 04

準備・開催・片付け・実施報告

1.開催までに行うこと

- ☐ 必要な申請・届出の提出
- ☐ 使用料の支払い
- ☐ 申請した内容に沿った実施準備
- ☐ 交通規制やイベント案内の周知看板等の設置
- ☐ 雨天中止等の場合の対応
- ☐ 緊急時の連絡体制の確立

2.イベント等当日に行うこと

- ☐ 占用物件の飛散防止など、万全な安全対策
- ☐ 車の搬入がある場合、安全な車両の誘導
- ☐ 歩行者の動線を妨害しない設営
- ☐ コンセントを使用する場合、ブレーカー付き延長コードの設置
- ☐ ごみ処理の対応

3.イベント等終了後に行うこと

- ☐ 利用した空間の清掃
- ☐ イベント等で出たごみの処理
- ☐ 占用物件の撤去と、会場の原状復帰
- ☐ コンセントを使用した場合、施錠と鍵・ブレーカー付き延長コードの返却
- ☐ 報告書の提出（右のQRコードのフォームより行ってください。）

▼実施報告フォーム



MUCCセメント交流ひろばの名称表記について

「MUCCセメント交流ひろば」は、ネーミングライツ制度により決定した愛称です。
イベント実施時に、チラシ、ポスター、ウェブサイト、SNSなどに掲載するときは、以下のルールを守ってください。

■表示：MUCCセメント交流ひろば（読み方：エムユーシーシーセメントこうりゅうひろば）

- 「MUCC」は、全角大文字としてください。
- 「宇部市庁舎広場」、「宇部市役所庁舎広場」、「庁舎広場」などの表記はできません。
- 補足説明を入れたい場合は、「MUCCセメント交流ひろば」の後にスペースをあけるか、（ ）で囲んで、「宇部市役所そば」、「宇部市常盤町一丁目7番1号」などの説明を入れることは可能です。（改行も可）
- フォントの種類、サイズ、色について指定はありませんが、読みやすく、公共施設の案内としてふさわしい表記となるようお願いします。

使用例

○	MUCCセメント交流ひろば	
○	MUCCセメント交流ひろば（宇部市役所そば）	（ ）書きで補足はOK
○	MUCCセメント交流ひろば 宇部市役所そば	スペースをあけて補足はOK
○	MUCCセメント交流ひろば 宇部市役所そば	改行して補足はOK
×	MUCCセメント交流広場	「ひろば」はかな表記
×	MUCCセメント交流ひろば	「MUCC」は全角
×	宇部市MUCCセメント交流ひろば	別の単語とくっつけるのは×
×	宇部市役所 MUCCセメント交流ひろば	前に別の単語を入れるのは×
×	MUCCひろば	略すのは×
×	宇部市庁舎広場	「庁舎広場」という単語は×
×	MUCCセメント交流広場（宇部市庁舎広場）	
×	MUCCセメント交流広場 宇部市庁舎広場	
×	庁舎広場	

お問い合わせ先

株式会社にぎwai宇部

住所：宇部市中央町三丁目3-18

TEL：0836-39-6907

FAX：0836-39-6908

MAIL：info@nigiwai-ube.co.jp

営業時間：月～金曜日 9:00～17:30

休業日：土曜日・日曜日・祝祭日

宇部市 都市政策部 中心市街地活性化推進課

住所：宇部市常盤町一丁目7-1

TEL：0836-34-8896

FAX：0836-22-6049

MAIL：nigiwai@city.ube.yamaguchi.jp

